確定申告と市民税・県民税申告を受け付けます

問 税務課 内 3209

所得税の確定申告の実施方法が変わります

e-TAX（国税電子申告・納税システム）方式への変更に伴い、マイナンバーカードと２つのパスワードが必要になります。そのほか、申告に必要な物は８ページで確認してください。

※マイナンバーカードがない場合でも確定申告はできますが、e-TAX方式の方が早くご案内できます。

e-TAX方式の申告に伴う持ち物

○マイナンバーカード
○マイナンバーカードのパスワード２つ
　①署名用パスワード（英数字６文字以上16文字以下）
　②利用者証明用パスワード・券面事項入力補助用パスワード（数字４桁）
○マイナポータルアプリがあると、より便利に申告できます

マイナポータルアプリのダウンロードはこちら　iPhone　Android

注意事項

以下の場合は、市民課で手続きが必要です。
①マイナンバーカードのパスワードが分からない場合
②電子証明書の期限（５年間）が切れている場合
※②の場合は、必ず**申告前日までに**手続きをしてください。

マイナンバーカードに関して　問 市民課　内 3103

市会場での確定申告

申告期間　**２**月**17**日（月）～**３**月**17**日（月）の平日
９時～12時、13時～16時
申告会場　総合会館５階　大ホール

要予約

※市民税・県民税申告をする人は、下記の市民税・県民税申告の申告期間に来庁してください。

市民税・県民税申告の申告期間を今年から新たに設けます

申告期間　**２**月**６**日（木）～**14**日（金）の平日
８時30分～17時15分
申告会場　市役所１階会議室

予約不要

※市民税・県民税申告をする人は、確定申告の予約は行わないでください。確定申告期間でも市民税・県民税申告はできますが、待ち時間が発生します。

確定申告は完全予約制です

市会場で確定申告を行う場合は、必ず予約してから来場してください。予約がない場合、市会場での申告を受け付けられません。
申告が必要な人は、確定申告書を作成した結果、所得税を納付する必要がある人、所得税の還付を受けたい人などです。
なお、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の減額のため追加する控除がある人は、市民税・県民税申告（予約不要）をしてください。

予約方法　※庁舎窓口では予約を受け付けませんのでご注意ください。

オンライン予約（予約サイトで24時間受付）

予約期間　**１**月**20**日（月）９時～
３月**17**日（月）15時

①スマートフォン・パソコンなどから予約サイトにアクセス
②注意事項を確認し、希望日時を選択、必要事項を入力
③登録したメールアドレスに予約の通知メールが届く
※迷惑メール設定がされている場合、通知メールが届きませんので解除する必要があります。
④後日、予約確定通知はがきが自宅に届く
⑤予約日時に来場し、受付時に通知メール画面または予約確定通知はがきを提示

予約サイト

可児市　確定申告

市HP（ホームページ）から予約サイトにアクセスできます

電話予約（平日９時～17時）

予約期間　**１**月**22**日（水）９時～
３月**17**日（月）15時

オンライン予約ができない人向けの方法です。回線が混み合うことが予想されますので、できる限りオンライン予約を利用してください。
後日、予約確定通知はがきが自宅に届きます。予約日時に来場し、受付時にはがきを提示してください。

予約確定通知はがき

予約専用の電話番号
１月**22**日（水）～**２**月**14**日（金）
コールセンター　☎050(5538)8005
２月**17**日（月）～**３**月**17**日（月）
税務課　☎㊿1114、㊿1115

市会場で受付ができない申告
次のいずれかに該当する人は、多治見税務署で申告してください。
○収支内訳書の書き方が分からない
○青色・損失・先物取引・譲渡所得（株式や土地建物の売買）の申告
○住宅借入金等特別控除を受けるための初回申告
○国外で生じた所得の申告
○過年分（令和５年分以前）の申告
○消費税、贈与税の申告

多治見税務署で申告（要予約）
期間　２月17日（月）～３月17日（月）の平日
※申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。予約方法などの詳細は、多治見税務署に問い合わせてください。
※今年から、申告書などの控えに収受日付印の押印は行われません。
問 多治見税務署
☎0572㉒0101

市会場での確定申告に必要な物

〇本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）
〇予約確定通知メール画面または予約確定通知はがき
〇本人名義の預金通帳（所得税が還付になる人）
〇「確定申告のお知らせ」はがきまたは通知書（税務署から届いた人のみ）
〇収入の分かる物（以下に主な物を例示）
・源泉徴収票や支払調書など、収入の詳細が分かる物
・事業所得（営業・農業・不動産）がある場合は、作成済みの収支内訳書
・生命保険などの雑所得や一時所得がある場合は、支払額および必要経費（掛け金など）が分かる物
〇控除を受けるために必要な物
・社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除証明書
・医療費控除の明細書、寄附金控除の証明書 など

申告の際の注意点

申告に必要な書類がない場合は受け付けられない場合があります。必要書類を確認の上、持参してください。また、市会場では職員による収支内訳書や医療費控除の明細書の作成は行いません。**必ず事前に自身で計算・記入してから来場してください。**

医療費控除を受ける人

事前に自身で作成した「医療費控除の明細書」の添付が必要です
〇医療を受けた「人ごとかつ医療機関・薬局ごと」に金額をまとめて記入してください
〇領収書の提示・提出は不要です（５年間の保存が必要）
〇様式は市役所や各地区センター、市ＨＰなどで取得できます

医療費控除の明細書

ふるさと納税のワンストップ特例申請をした人

ワンストップ特例申請をした人でも、以下の場合は**寄附金控除を受けるために申告が必要**です。
〇ふるさと納税先の自治体数が６つ以上となる場合
〇医療費控除など他の控除を受けるために申告をする場合

スマートフォンやパソコンから自身で申告書の作成・提出ができます

市会場に出向くことなく申告書を作成・提出することができます。詳細は多治見税務署に問い合わせるか、国税庁ＨＰを確認してください。なお、１月下旬に市役所に設置する確定申告関係書類は数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

申告方法
〇国税庁ＨＰで申告書を作成・印刷し、郵送などで提出
〇e-Tax（マイナンバーカード方式またはＩＤ・パスワード方式）で申告書を作成し、インターネット送信

国税庁HP